ロータリ除雪車その１（２．６ｍ、２２０ｋW級）仕様書

平成２７年度

魚沼市

ロータリ除雪車その１（２．６ｍ、２２０W級）仕様書

概　　要

この仕様書は、ロータリ除雪車その１（２．６ｍ、２２０ｋW級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については魚沼市長（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

使用目的

ロータリ除雪車は、走行しながら雪堤を切り崩し、掻き込んだ雪を遠方へ投雪する機械であり、山間部の拡幅除雪及び春山除雪の主力機種であるとともに、市街地の運搬排雪にも使用する。

１．性　　能（JIS D6509 性能試験）

（１）最大除雪量	2,700 t/h　以上
（２）投雪距離	0～35 ｍ　以上
（３）最大除雪幅	2,600 ㎜
（４）最大除雪高	1,500 ㎜　以上
（５）走行速度	40 km/h 以上

（６）運転室内騒音レベル

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成 4 年 10 月 1 日、基発第 546 号）第Ⅰ管理区分に準ずる。（測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による）

２．除雪装置

（１）形　　式	ツーステージ形、ロータリ除雪装置
（２）構　　成	オーガ・ブロワ・放出角可変型ブロワケース・伸縮起倒式シュート

（３）能　　力

ブロワ放出角度	右 35～左 60 度 以上
シュート旋回角度	340 度 以上

シュート高さ　4,000 mm 以上
昇降範囲　地下 100mm～地上 300mm 以上
チルト角度　左右各 4 度 以上
シュー　除雪装置の接地状態を調整できるシューを有すること
安全装置　除雪装置に設計を超える負荷が生じた場合に、機械を保護する安全装置を備えるものとする。
除雪装置を停止させる安全装置を備えるものとする。

（4）操作方式　ジョイステックレバーによる操作

3．主要諸元

（1）全　　長（走行姿勢）　8,000 mm 以下
（2）全　　幅（除雪装置含む）　2,650 mm 以下
（3）全　　高（黄色灯火上端まで）　3,800 mm 以下
（4）最低地上高　250 mm 以上
（5）車両総質量　20,000 kg 以下

なお、「7．付属装置及び付属品　7－2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（6）最小回転半径（最外側車輪中心）　8.0 m 以下
（7）乗車定員　2 人

4．車　　体

（1）機　　関
形　　式　水冷、ディーゼル機関
定格出力　220 kW 以上

（2）駆動方式
形　　式　総輪駆動式

（3）タイヤ
形　　式　スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ

（4）走行装置
後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること

（5）かじ取装置
形　　式　油圧式車体屈折機構式

（6）運転室
構　　造　全鋼製密閉形
窓　(前、後)冬用ワイパーブレード付
ハンドル位置　左ハンドル

５．計器類

（１）運行記録計	１式
（２）機関回転計（運行記録計組込型も可）	１式
（３）燃料計	１式
（４）アワーメータ	１式
（５）油圧計又は油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	１式
（６）油温計又は油温警告灯（走行用油圧回路用）	１式
（７）水温計	１式
（８）充電警告灯	１式
（９）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式

６．照明装置類

（１）前部霧灯又は前部作業灯		２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前 全幅　500㎜以上	１式
	後 全幅 1,100㎜以上	１式
（３）シュート作業灯		１灯以上
（４）後方作業灯		１灯以上
（５）大型後部反射器		１式

７．付属装置及び付属品

７－１　車両総質量に含むもの

（１）バックブザー	１式
（２）カーヒータ	１式
（３）ウインドウォッシャー（前面、電動式）	１式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）	１式
（５）アンダーミラー(後)	１式

７－２　車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具	１式
（２）取扱説明書	１部
（３）部品表	１部
（４）履歴簿	１部

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

標準作業時間以内に発生した走行ポンプ、ミッション等、特に重大な故障が発生したときは、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

ロータリ除雪車　その１（２．６m、２２０kW級）オプション装備

２．除雪装置

（５）油圧式チップバック装置	傾斜角度	３度以上
（６）スイング式雪切板	左側スイング式	２．５m以上
（７）雪切板	右側ロング固定式	２．５m以上

４．車　　体

（３）タイヤ	後輪ダブルタイヤ	
（６）運転室		
窓	(前)熱線入り	

５．計器類

(10) 稼働記録計	デジタル稼動記録装置	１式
(11)バックモニター		１式

６．照明装置類

（６）キャブ上作業灯	１灯以上
（７）ステップランプ	

７．付属装置及び付属品

(※) タイヤチェーン	１式
(※) 床マット	１式